

令和 2 年第 10 回守山市農業委員会総会議事録

第 10 回守山市農業委員会総会を市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 2 年 10 月 9 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 39 号～議第 44 号

議第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 40 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 41 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 42 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 41 号～報告第 44 号

報告第 41 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 43 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1	北野 豊弘	2	川島 忠文	3	林 茂一
4	石田 達男	5	木村 伊太郎	6	寺田 久重
7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	12	寺田 英子
13	秋山 新治				

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井	友宏
-----	----	----	----

書記	主幹	寺田	篤司
----	----	----	----

書記	指導員	井上	俊明
----	-----	----	----

農政課	課長	井上	敦
-----	----	----	---

農政課	主査	西川	孝司
-----	----	----	----

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 10 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 2 年第 10 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、報告案件 4 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員 を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 39 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 39 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 39 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 39 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

無いようでありますので、●● ●●から少しお聞きします。

7、8番の賃借人は株式会社ですが、借り受けのできる法人なのでしょうか。

○農政課 井上課長

この会社は、「農地所有適格法人」でありまして、定款におきましても「農業の経営、営農」として記載されており営農計画も提出いただき確認しております。

まずは記載の面積でナシの栽培をされ、今後拡大される予定であると確認しております。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

氏名の欄の「※」印は、なんですか。

○農政課 西川主任

この「※」印は「認定農業者」である印になります。

○●番 ●● ●●委員

はい、わかりました。

○●番 ●● ●●委員

1番の貸し人と借り人は同じ住所になっておりますが、どのような理由があるのでしょうか。差し支えなければお願いします。

○農政課 井上課長

同住所に世帯主がお二人おられるので、その間での賃借になります。

○●番 ●● ●●委員

ファミリーで耕作するのに利用権設定をする必要があるのでしょうか。

○農政課 井上課長

従事日数が 30 日ということなので、アグリサポートに作業委託を考えておられご自身も管理されるようです。

○議 長

他はよろしいでしょうか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定することに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定することに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次の議題に入りますが、議第 40 号と議第 41 号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 40 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 41 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 40 号および議第 41 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主査 （第 9 条議案の説明）

議第 40 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすること、および議第 41 号は農用地利用配分計画の意見聴取について、でございます。

まず、議第 40 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 41 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。こちらは、農地中間管理機構が農地を借り受けて、農地利用最適化推進委員が出席されているマッチング会議の結果、それぞれの地域の担い手の方に貸付ける内容でございます。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 40 号および議第 41 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、まず議第 40 号の農地中間管理事業に係る農

用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 41 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

議第 40 号の 1 番から 6 番までの貸付期間が「10.2 年」とあり、7 番からは「11.2 年」となっていますが、この「1 年」の差は何か意味があるのでしょうか。

○農政課 西川主任

基本的には貸付期間は「10 年以上」となっていますが、地元の方で「11 年」との取り決めがなされたものになります。

○●番 ●● ●●委員

借り受け人である耕作者と地権者との話し合いで「11 年」となったのですね。

○農政課 西川主任

はい、そのとおりです。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の議第40号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定することにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定することになりました。

○議長

続いて議第40号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることになりました。

○議長

農政課の職員の方々、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 （第7条議題の宣言）

次に、議第42号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第42号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第42号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページ、位置図の2ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1番目の案件です。（位置図 P2）

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 170 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 29 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 149 平方メートルです。地目は記載のとおり田と畑で、自作地となって

おります。譲渡人は、長野県諏訪郡〇〇〇町〇番地〇〇〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は、草津市〇〇町〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さん です。

契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、80.4 アール、通作距離は 5.9 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,775 平方メートル、同じく〇〇〇〇番 1,994 平方メートルです。地目は登記・現況とも田で、貸付地となっております。譲渡人は、野洲市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、栗東市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりで、貸付は合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、36.0 アール、通作距離は 13.7 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施さ

れるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）につきましては、1番の案件の「〇〇〇〇株式会社」は農地所有適格法人であるため該当せず、2番の案件は個人であるため適用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第42号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、湖南幹線道路によって分離された残地となっております。譲り渡し人は長野県に在住されており帰郷することは無いとのこと。地目は田ですが畑地化して利用されるようです。

以上でございます。

○議 長

続いて、2番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は譲り受け人が耕作されていたので、問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、譲り受け人の法人さんは、初めて守山市の農地を所有されることになり、畑地化されるようですが、何を作付けされるのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

白菜、ミニトマトの栽培と聞いております。

○事務局

営農計画書には、水稻、白菜、トマトが記載されています。

○●●番 ●●● ●●●委員

守山市での耕作地は初めてとなりますが、今後も守山市内で拡大されるのでしょうか。

○事務局

この法人は、草津市で所有されている農地が 1,196 m²、野洲市では借り受けている面積が 6,800 m²を耕作されています。本社が草津市ですので野洲市に向かう中間となり耕作が可能であるとお聞きしております。

今後も守山市内で拡大に向けて鋭意努力されるようです。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい、わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 43 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第43号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 43 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 5 ページ、6 ページになります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 178 平方メートルで、
登記地目は畑、現況は宅地となっております。

申請人は、大阪市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。申請人が土地を取得した時期
および原因は記載のとおり遺贈で、事由は専用住宅です。

備考欄に記載のとおり、昭和 17 年に住宅が建築された
無断転用是正案件です。また、〇〇〇地区計画区域内であ
ります。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区
域であることから許可相当と考えます。一般基準について
も、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項
に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 43 号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員である●●
委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

この案件は、2 筆にまたがって住宅が建っており、道路
に接する土地は宅地であり奥の土地が農地になっており

ます。局長の説明のとおり、無断転用の案件でありまして、今回は正されるものです。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

家屋が空き家となっており老朽化しております。所有者
は大阪に住まいされており管理がなされないため、近隣か
ら植木の倒木や家屋の倒壊について苦情があるようです。
今回は正されて分譲宅地として利用されるようですので、
問題は無いと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 1 0 条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決
を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま
せんか。

（第 1 0 条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 44 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第44号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 44 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 6 ページ、位置図は 9 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番目の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 307 平方メートルで、登記地目は田、現況は畑となっております。自作・借入の別は、自作地です。貸人は〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳です。借人は、同番地の 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は専用住宅となっております。備考欄に記載のとおり、借人の祖父の土地で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇幼稚園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 11、12)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 0.16 平方メートルで、地目は記載のとおり畑で、自作地です。譲渡人は、守山市

〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。
譲受人は、大津市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇
代表取締役 〇〇 〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
相続で、契約内容は売買、事由は分譲住宅（避難通路）
の一部となっております。備考欄に記載のとおり、〇〇町
地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区
域であることから許可相当と考えます。一般基準について
も、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項
に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第44号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1番の報告を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、お孫さんの住宅建築でありまして、隣接
の農地も譲り渡し人の所有になりますので問題は無いと
思います。

よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地区計画内で8区画の分譲に対する避難通路の一部になります。別段問題は無いものと思います。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

両案件とも隣接する農地に影響はありませんので、問題は無いと考えます。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ

んか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 41 号から報告第 44 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 41 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりで

す。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 43 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

21 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 50 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 10 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

7 番

8 番